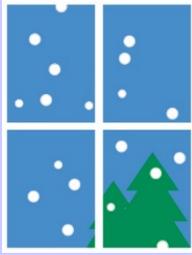


公益認定等委員会だより



毎年秋頃に行われる公益法人担当ブロック会議に合わせて、それぞれの地域に根差した事業を行っている都道府県所管の法人を訪問して意見交換を行っています。
 今月は九州沖縄及び東海北陸ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。
 (関連記事2～3ページ)



応援練習(福島)

※詳しくはP.4を御覧ください。

贈呈された電子ピアノを楽しむ(東京都)

公益法人の活動紹介

50

目次

- P.2 委員の法人訪問記②
公益社団法人 鹿児島県観光連盟
- P.3 委員の法人訪問記③
公益財団法人 岡田文化財団
- P.4 公益法人の活動紹介
公益財団法人
ベルマーク教育助成財団
- P.5 申請窓口の御案内
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ



■ 公益財団法人 ベルマーク教育助成財団

すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい。ベルマーク運動の理念です。PTAと企業が力をあわせ、毎年6億円近くの教材が学校に届いています。

11月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		社 団	税額控除法人数	
内閣府	社 団	787	110	893
	財 団	1,589	306	921
都道府県	社 団	3,338	103	5,057
	財 団	3,687	415	3,127
合 計		9,401	934	9,998

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年11月30日現在)

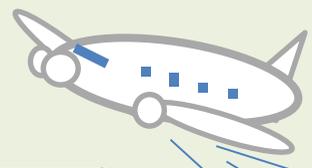
より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

公益社団法人鹿児島県観光連盟



平成27年10月28日に鹿児島県で、公益法人担当九州・沖縄ブロック会議が開催されましたが、この機会にあわせ、翌29日に公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理及び門野委員が、「公益社団法人鹿児島県観光連盟」を訪問しましたので、その様子を紹介します。



© K. P. V. BJ

今回の訪問では、白橋専務理事、東事務局長及び島事務局次長兼総務部長に御対応いただき、法人の事業の概要や、運営上の課題などについてお話を伺いました。

鹿児島県は、南北に約600kmもの広がりがあり、歴史・風土・言葉がそれぞれ異なる個性豊かな離島を有しています。これらを有効に活用し、県の観光振興を図るため、同連盟は、国内外の観光客を誘致するための活動を積極的に展開しています。



公益社団法人鹿児島県観光連盟の皆様、ありがとうございました。

公益社団法人 鹿児島県観光連盟

鹿児島県における観光産業の振興と地域の活性化等に関する事業を行い、県の地域経済の発展に寄与することを目的に、昭和23年に任意団体として設立され、平成4年に社団法人に改組、平成24年に公益社団法人鹿児島県観光連盟に移行しました。

法人公式ホームページ
<http://www.kagoshima-kankou.com/>

また、距離の近いアジアを中心とした、海外からの観光客の誘致も積極的に進めており、担当者が直接現地へ赴き、鹿児島県の観光PRや商談などのセールスを実施しています。このような誘致活動における大きな課題としては、福岡県にきた観光客がそこから足を延ばしても別府、阿蘇辺りで止まってしまっているため、そのような人たちに、いかにして鹿児島まで来てもらうかということがあります。白橋専務理事からは、黙っているだけではなかなかお客が来ないところであるからこそ観光連盟の役割は大きく、それだけにやりがいもある、とのお話がありました。

このほか、観光客の受入体制の整備のため、観光を担う人材育成のための「かごしま観光人材育成塾」の開催や、観光関係者の資質向上を図るため、観光PRスタッフ向けの研修会やタクシー乗務員接遇の研修会などの事業も行っています。

国内からの観光客の誘致では、県・市町村・観光関係団体等が連携し、鹿児島県の観光素材の創出のため、桜島の眺望スポットを県民から募集した上で選定する「桜島七十七景ルートづくり」や、県内の温泉を巡るスタンプラリーを行っている「かごしまフロマラソン」など、工夫を凝らした企画を実施しています。また、早い時期から大規模な集客が見込める教育旅行（修学旅行）も大きなチャンスと捉え、誘致に力を入れています。



観光ホームページ
「鹿児島県観光サイト「本物。」の旅かごしま」
(英語、中国語、韓国語にも対応)

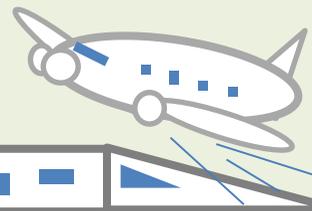


意見交換の様子



法人運営の面では、県土が離島を含む南北600kmにわたり、観光という事業の性質上、各理事が各島で活動されているため、理事会の招集に御苦労されているとのことでした。この他にも様々なことについて意見交換をし、今回の訪問を終了しました。

意見交換に快く御対応いただいた公益社団法人鹿児島県観光連盟の皆様、改めて御礼申し上げます。



公益財団法人岡田文化財団

平成27年10月30日に三重県で開催された公益法人担当東海北陸ブロック会議に際し、公益認定等委員会の恵委員及び小森委員が「公益財団法人岡田文化財団」を訪問しました。その様子を紹介します。



伊藤事務局長を囲んで



公益財団法人岡田文化財団

法人代表者である三重県出身の岡田氏が、何等かの形で郷里の三重県に対してご恩返しをしたいとの思いから、当時、三重県立美術館の建設の話と相まって、岡田氏なりの援助、協力をしていきたいとの意向を反映したかたちで、「岡田文化財団」が設立されました。

三重県における芸術・文化の発展と振興を目的として、三重県内における伝統工芸活動、芸術・文化活動、文化財の保存・修理に対する助成事業を中心に、三重県立美術館への芸術家作品の寄贈、主催事業として有名なオーケストラの演奏会や童謡歌手の子供向けコンサート、さらには寄贈された「パラミタミュージアム」の運営など、県民に対し、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供と県内の伝統工芸・文化財の保存・育成と伝統産業の振興に寄与しています。

法人公式ホームページ
<http://www.okadabunka.or.jp/>

今回の訪問では、財団と併設されている「パラミタミュージアム」とパラミタガーデンを視察しました。当ミュージアムは、池田満寿夫の陶彫「般若心経シリーズ」をはじめとする多彩なコレクション群と、魅力あふれる企画展を両輪として展覧会を開催しており、訪問時には、翌日からの企画展「近代西洋絵画名作展」の準備完了直後ということで、一般観覧に先立って、ピカソ15点、マティス20点、シャガール、セザンヌ、モネ、クリムト、マティス、フジタ、ユトリロ、モディリアニ、ビュッフェなどの作品、万古焼や多様な彫刻などについて、解説いただき鑑賞することが出来ました。



中村晋也「釈迦十大弟子」



池田満寿夫氏の陶彫作品



パラミタミュージアム全景

本法人の伊藤事務局長からは、法人運営上の課題や今後の事業目標を伺いました。美術館の年間来場者数は最大で7万人くらい。東京やその周辺など中央の美術館はそれなりに採算が取れる運営ができますが、ローカルな美術館の運営はなかなか厳しいということ、美術作品の購入について洋画は価格が高い上に真贋がむづかしい、現在活動中の作家から直接購入すれば偽物は攫まない、過去にはそういう方法で購入した作品もあるが、近年は鑑定もし易く、洋画に比べて価格が低い日本画を中心に収集しているとのことでした。



意見交換の様子

今後の展望として、やはり本財団は助成事業が基本であることから、伝統文化への助成に留まらず、さらに、物産展や地元のお祭り事業など地域おこしの事業を応援していきたいとのこと、また、2016年の伊勢志摩サミットに向けて、ジュニアサミットが企画されているとのこと、この機会に何か協力支援できないか検討しているとのことでした。

事業概要

- 1 三重県の新進芸術家の芸術・文化活動への育成、援助。
- 2 三重県内の伝統工芸活動に対し助成。
- 3 三重県の文化財の保存、修理に対する助成。
- 4 財団の主催するコンサート、講演会事業を広く県民に提供。
- 5 美術館パラミタ・ミュージアムを管理運営。
- 6 美術資料(作品)を収集し調査研究。
- 7 絵画・彫刻・工芸品等著名な美術作品の展覧会を開催。
- 8 パラミタ・ミュージアム及び展覧会における関連商品(図録等)の販売にかかわる収益事業。
- 9 財団が所有する施設、器材等の貸出業務。
- 10 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

活動内容

- ◆ 三重県立美術館への寄贈
- ◆ 主催事業及び各種展覧会の開催
- ◆ 助成事業

県民の芸術文化と伝統工芸に関する知識と教養の普及・向上に資しもって三重県における文化の地域発展に寄与することを目的に県内における伝統工芸活動、芸術文化活動への育成・援助、文化財の保存・修理等に助成をしている。





ベルマークによこそ！ ぜひ、財団のホームページを御覧ください。子どもたちの笑顔が、全国の学校から届いています。

～設立55周年～

へき地の学校の先生から、地方自治体の財政難のため学校設備や教材が足りない、との訴えがありました。その声にこたえるべく、経済界が協力して作ったのがベルマーク運動です。昭和35年（1960年）10月に前身の教育設備助成会が発足しました。



教室の時計をありがとう(宮城県)

ベルマークのあゆみ

1960年	前身の教育設備助成会が発足。40社が出資
1961年	ベルマーク集め始まる。参加PTA2,263校
1989年	ベルマーク資金100億円突破
2002年	同 200億円突破
2003年	参加28,000校を超える
2011年	東日本大震災 ノート10万冊・鉛筆10万本・クレヨン3千セット寄贈等の大規模支援を開始(2015年度までに4億735万円相当)
同年	公益財団法人に移行
2012年	東北被災校のクラブ活動などのバス代支援を開始
2015年	55周年を迎える

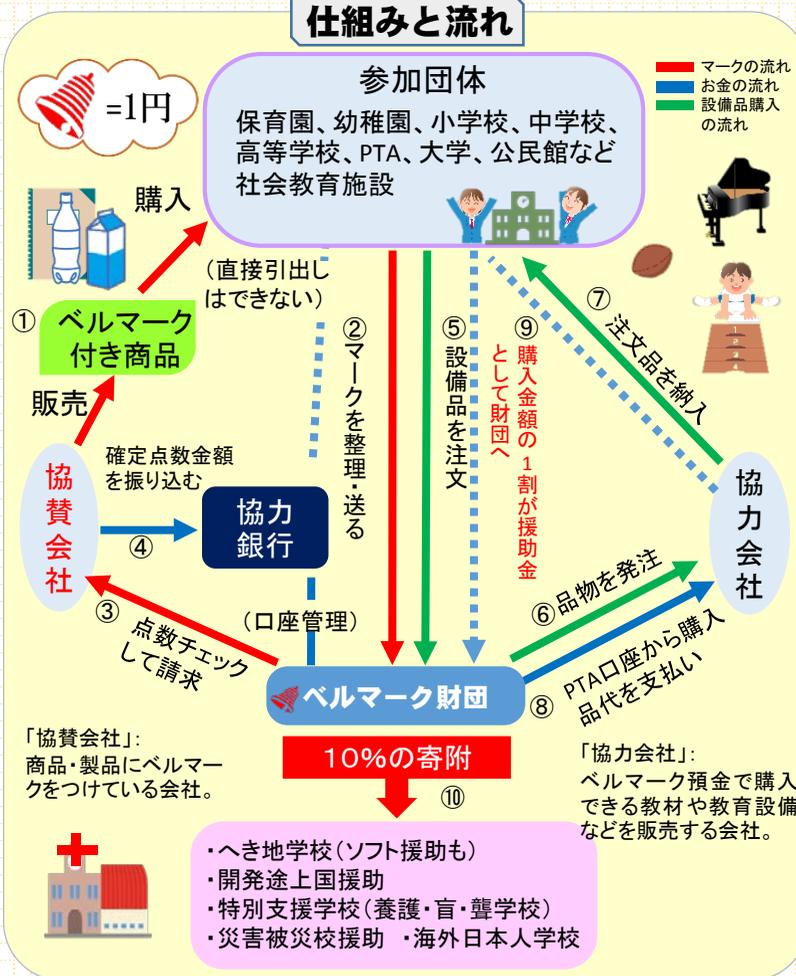
活動の仕組み

文具や食品等につきベルマーク1点につき1円が、集めたPTAに協賛会社から提供され、預金として加算されます。PTAと校長が相談して、学校予算で足りない設備を購入します。このとき、購入価格の10%にあたる金額が、へき地や被災地校への支援として寄付されます。マークを現金化できるのは学校等の参加団体だけです。

事業規模

毎年約5億点余のベルマークを、全国の学校が集めています。1点=1円ですから、全体で約5億円余になり、ほぼ同額の教材が購入されます。これとは別に、運動ともなっており、運動に提供される寄付を原資にし、毎年7千万円前後の教材を、へき地校や被災地校、病院内学級等に贈っています。

仕組みと流れ



参加団体

一番多いのは小学校で14,617校。全国の小学校の71%が参加登録しています。中学校は6,486校で62%です。保育園、幼稚園、高校、大学研究室、図書館・公民館等の社会教育施設まで、合計27,672団体が参加しています。



マークをためて購入した科学実験に熱中(熊本県)

ベルマーク商品の変遷

かつて大きな割合を占めた写真フィルムはデジタル化によってベルマーク商品から外れました。白熱電球も同様です。かわって、プリンターのインクカートリッジや飲料容器の紙の回収に対してマークがつく環境型や、保険につく新型のベルマークができました。ベルマークは時代の流れを映しています。

学校に人気の品物

数が多いのはドッジボール、サッカーボール等のボール類です。校長先生たちによると、子どもたちが元気に使うのでボールが消耗しますが、その補充が学校予算では追いつかないそうです。大きな物では、テントや冷水機が人気です。複数年貯めて、ピアノを購入される学校もあります。



演劇プレゼントで白雪姫をご挨拶(静岡県)

こんなプレゼントも

宇宙飛行士や作家、一輪車のコーチたちを学校に派遣、あるいはへき地校に観劇をプレゼントする事業もしています。



ベルマークの説明会に集まったPTAの皆さん(東京都)

◆ 財団規模

常勤職員30人
年間予算約4億円
他、ホームページで活動状況、決算、定款、運動運営規程、寄付金受け入れ規定、役員報酬規定等を公開しています。

新しい公益法人制度に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。
より詳しい申請手続きについては「公益法人information」を御覧ください。

新しい公益法人制度に関する問合せ一覧

国	機関名	電話番号(代表・直通)
都道府県	北海道	総務部法人局法人団体課 03-5403-9669(直) 011-204-5004(直)
	青森県	総務部総務学事課 017-734-9079(直)
	岩手県	総務部法務学事課 019-629-5039(直)
	宮城県	総務部私学文書課 022-211-2295(直)
	秋田県	総務部総務課 018-860-1057(直)
	山形県	総務部学事文書課 023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学・法人課 024-521-8226(直)
	茨城県	総務部総務課 029-301-2243(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課 028-623-2065(直)
	群馬県	総務部学事法制課 027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課 048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課 043-223-2160(直)
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係 03-5320-6727(直)
	神奈川県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部法務文書課 025-280-5017(直)
	富山県	経営管理部文書学術課 076-444-3150(直)
	石川県	総務部総務課 076-225-1232(直)
	福井県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246(直)
	山梨県	総務部私学文書課 055-223-1413(直)
	中部地方	長野県
岐阜県	総務部法務・情報公開課 058-272-1111(代)	
静岡県	経営管理部総務局法務文書課 054-221-2866(直)	
愛知県	総務部法務文書課 052-954-6024(直)	
近畿地方	三重県	総務部行財政改革推進課 059-224-2231(直)
滋賀県	総務部総務課 077-528-3145(直)	
京都府	総務部政策法務課 075-414-4038(直)	
大阪府	総務部法務課 06-6944-6093(直)	
兵庫県	企画県民部文書課公益法人室 078-362-3134(直)	
奈良県	総務部総務課 0742-27-8345(直)	
和歌山県	総務部総務管理局総務学事課 073-441-2092(直)	
中国・四国地方	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課 0857-26-7884(直)
島根県	総務部総務課 0852-22-6966(直)	
岡山県	総務部総務学事課 086-226-7198(直)	
広島県	総務局総務課 082-513-2246(直)	
山口県	総務部学事文書課 083-933-2140(直)	
徳島県	監察局評価検査課 088-621-2031(直)	
香川県	総務部総務学事課 087-832-3062(直)	
愛媛県	総務部管理局私学文書課 089-912-2221(直)	
高知県	総務部法務課 088-823-9160(直)	
九州・沖縄地方	福岡県	総務部行政経営企画課 092-643-3030(直)
佐賀県	経営支援本部法務課 0952-25-7002(直)	
長崎県	総務部総務文書課 095-895-2114(直)	
熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068(直)	
大分県	総務部法務室 097-506-2272(直)	
宮崎県	総務部行政経営課 0985-32-4477(直)	
鹿児島県	総務部学事法制課 099-286-2157(直)	
沖縄県	総務部総務私学課 098-866-2074(直)	

(平成27年3月31日時点)

公益認定申請窓口相談の御案内

内閣府では、法人サポートの取組の一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けております。

窓口相談の申込は、次のような内容となります。

対象法人 内閣府へ公益認定申請を御予定の一般法人

相談内容 1.新規の公益認定等各種申請に関する御相談
2.定款の内容等についての御相談
※窓口相談の時間は1回当たり約45分

留意事項 1.この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
2.以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
(1)既に公益認定申請を行っている法人
(2)申請予定先行政庁が都道府県である法人
3.御相談は、できる限り詳細な説明を行います、最終的な結果を保証するものではありませんので、予め御了承願います。
4.初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。1月の予定は下記のとおりです。

◆1月下旬に東京都で開催予定

（※詳細は「公益法人information」で御案内予定。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■次回の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、83法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koeki-info@cao.go.jp

